１．災害対応力の強化に向けて

（１）防災・減災対策の推進について【県土】（県民）

① 近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震・首都直下地震などの大規模地震の発生も切迫している。そこで、国民の生命・財産、社会の重要な機能を守るため、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」により、道路ネットワークの機能強化対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた集中的な老朽化対策、あらゆる関係者が協働して行う流域治水対策などについて、重点的かつ集中的に実施すること。

② 令和元年東日本台風による被災箇所について、積極的に改良復旧事業の導入に取り組むこと。また、改良復旧事業が導入できない箇所についても、原形復旧にとどまらず、緊急防災・減災対策事業を最大限に活用し、堆積土砂の除去など、再度災害防止等の対策について積極的に推進すること。また、堤防強化が必要な箇所については、堤防そのものを強化し決壊を防ぐ、もしくは決壊までの時間を引き延ばすなど、「堤防強化緊急対策プロジェクト事業」として継続的に取り組むこと。

③ 住民の迅速な避難を促すため、洪水からの「逃げ遅れによる人的被害ゼロ」に向けた河川やダムに関する情報発信や、土砂災害警戒区域の指定箇所の周知等ソフト対策を進めるとともに、ハザードマップの見直しやタイムラインの早期作成について市町への支援を行うこと。

④ 通常の公共事業の実施に加えて、今後、災害復旧工事が本格化していくことから、発注担当職員の健康管理はもとより、現場における安全パトロールや点検等を適宜行うなど、工事の安全管理に万全を期すこと。

（２）県民の防災意識の向上について【県民生活】

災害時に住民の迅速かつ着実な避難を促すためには、住民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」意識を持つことが重要である。今年度実施した県政世論調査の結果でも、避難指示（緊急）等の意味及び発令されたときに取るべき行動等について「知っていた」と回答した割合は回答者の約３割に過ぎず、県民の認知度が未だ低い状況である。

また、国では、令和元年東日本台風等を踏まえ「５段階の警戒レベル」による避難情報について、よりわかりやすくなるよう見直しを進めており、その改定内容も踏まえ、災害時の住民の適切な避難について、市町と連携しながら、県民へ一層の周知徹

底を図ること。

さらに、日常生活に不可欠なものとして、多くの人々に普及しているスマートフォン等を有効に活用した防災情報の発信について検討すること。

（３）災害救助法制度の見直しについて【県民生活】

被災者が、災害救助法に基づく住宅の応急修理や応急仮設住宅の供与をはじめ、各種支援を受給するためには、その判断基準となる「り災証明書」の発行について、市町が迅速に対応する必要がある。被災市町にとっては、「り災証明書」の発行に必要な住家被害認定調査を行うための調査人員、経費等の負担が過大となっていることから、これらに要する費用を災害救助法の対象となるよう国に対し要望すること。

また、災害救助事務費については、上限が定められていることから、上限を撤廃し、全額、災害救助費負担金の対象となるよう国に対し併せて要望すること。

（４）市町の災害対応力の強化について【県民生活】

県においては、令和元年東日本台風の検証を踏まえ、災害対策本部のあり方や支部及び緊急対策要員の役割・機能の見直し等により、大規模災害時の体制整備について充実を図ってきたが、円滑な災害対応を図るためには、市町の災害対応力の強化、底上げも重要であることから、中小河川の浸水想定区域の設定や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、避難所指定の見直しや避難所運営のあり方、備蓄の確保等について、広域的立場から市町に対し適切な支援を行うこと。

（５）地域防災力の強化について【県民生活】

災害時には、地域防災の中核である消防団の活動が不可欠であるが、少子高齢化や就業形態の変化等に伴い団員数が減少しており、今後、ますます地域防災力の低下が懸念されていることから、県としても消防団員の確保に向けた支援に取り組むこと。

また、地域において共助の中核をなす自主防災組織については、住民意識の変化による地域コミュニティの機能低下や担い手不足等の課題を抱えており、組織の活性化を図るため、地域防災を担うリーダーを育成するとともに、昨年度から実施しているモデル事業の成果を踏まえて、地区防災計画の県内全域への普及促進を図ること。

（６）医療関係団体との連携強化について【保健福祉】

災害時において迅速かつ円滑に医療を提供するためには、平時から災害を念頭に置いた関係機関による連携体制をあらかじめ構築しておくことが重要である。

現在、県では、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県柔道整復師会と災害時の医療救護に関する協定を締結し、災害時における医療救護活動の協力体制を確保しているが、今後、大規模災害において人的被害が発生した場合に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、これらの関係団体との更なる連携強化に努めるとともに、必要な支援についても検討すること。

（7）気候変動対策とカーボンニュートラルの実現について【環森】

猛暑や台風、集中豪雨など地球温暖化が原因といわれる自然災害が頻発しており、気候変動対策は世界共通の差し迫った課題である。

ついては、今年度策定する気候変動対策推進計画に基づき、実効性のある緩和策及び適応策を着実に推進するとともに、「栃木県気候変動適応センター」に期待される役割を十分に発揮するため、推進体制の強化を図ること。

また、本県は昨年 12 月に脱炭素宣言を行ったところであり、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、本県の特色を活かした中長期的かつ戦略的な取組を検討し積極的に推進すること。

（8）災害に強い森づくりについて【環森】

令和元年東日本台風では、県内各地で林地崩壊や河川の氾濫などが発生し甚大な被害を受けた。

こうした自然災害は今後ますます頻発化、激甚化が懸念されることから、より速やかに適正な森林整備や治山対策を進め、公益的機能の維持増進による災害に強い森づくりを推進すること。

２．とちぎの未来創生に向けて

（1）プラスチック資源循環の推進について【環森】

海洋プラスチックごみ問題が世界的課題となる中、持続可能な循環型社会の形成に向け、資源循環を進めていくことは重要である。

議会提案の「栃木県プラスチック資源循環推進条例」、県が市町と行った「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」はいずれも全国に先駆けた取組であり、引き続きこの分野の先進県として、実効性のある取組を進めていくこと。

３．県内経済の活性化について

（１）産業の振興について【産労】

県においては、本県経済の持続的な成長・発展を図るため、感染症の収束後をも見据えて、令和３年度から令和７年度の５カ年間を計画期間とする「新とちぎ産業成長戦略(仮称)」の策定に取り組んでいる。

ついては、本県経済の好循環拡大に向け、ＡＩをはじめとする未来技術の積極的な導入・活用支援のほか、企業におけるカーボンニュートラルの実現に資する取組を推進するなど、次の時代の成長を担う新たな産業の創出に取り組むこと。

また、地域経済を支えるサービス産業の育成や、ものづくり産業の戦略的な振興にも取り組むこと。

（２）産業人材の確保等について【産労】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県内の有効求人倍率が今年７月から1.0 倍を下回る厳しい状況が続く中、県内産業を担う人材の確保は重要であることから、高校生や大学生等はもとより、女性や高齢者等の多様な人材の就労、東京圏等から本県へのＵＩＪターンの促進や新規就業支援などの取組を積極的に展開するとともに、産業界と連携し、より一層雇用の維持・確保に努めるほか、「とちぎ職業人材カレッジ」(仮称)の開設に向けて、準備を進めること。

また、コロナ禍においても、外国人材がその能力を最大限に発揮し、地域の担い手として安心して活躍・共生できるよう、「とちぎ外国人材活用促進協議会」等を通し、企業等と一体となって円滑な受入れを図るとともに、市町との連携を図り、生活者目線での多文化共生の取組をより一層強化すること。

さらに、人口減少社会に適応していくためには、ＩｏＴ等の活用による労働生産性の向上や働き方改革は不可欠であることから、各産業がこれらに的確に対応できるよう、積極的に支援すること。

（３）中小企業等への事業承継支援について【産労】

県内の中小企業等においては、経営者の高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症による業績悪化に伴い事業継続を断念するケースが増えることも考えられ、事業承継は喫緊の課題となっている。

ついては、栃木県事業引継ぎ支援センターをはじめ、商工団体や金融機関等との更なる連携強化を図るとともに、事業承継を行おうとする事業者に対する支援を行うなど、より一層、円滑な事業承継支援に取り組むこと。

（４）中小企業等の事業継続力強化について【産労】

近年頻発する大規模な自然災害に対応するため、令和元年７月に中小企業強靭化法が施行され、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を国が認定する制度が創設された。その後、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえて、昨年10月には感染症対策が追加された。

ついては、中小企業等の防災・減災対策及び感染症対策が滞りなく実施されるよう、計画の策定支援に努めること。

また、令和元年東日本台風による被災事業者や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小企業等が一日も早く回復し、県内経済が持続的に発展するよう、引き続き支援を行うこと。

（５）企業誘致の促進及びサプライチェーンへの支援について【産労】

企業の新規立地は、雇用の創出をはじめ地域経済の活性化を図る上で大変重要である。

コロナ禍により世界経済が不透明な状況にある中、製造業が県内経済を牽引している本県にあっては、自動車産業などの外需依存型産業とともに、食品関連産業のような内需型産業の立地促進にも取り組むこと。

また、サプライチェーンの脆弱性が顕在化し、依然として安定的な生産活動の回復が見込めない中、生産拠点の国内回帰等の動きを的確に捉え、県内へ立地を図る企業や、企業が行う部品の調達・確保に向けた新たな取組等に対し、積極的な支援を行うこと。

（６）国際戦略の推進について【産労】

ＴＰＰ11、日ＥＵ・ＥＰＡ及び日米貿易協定の発効により、世界的な経済の枠組みが大きく変化する中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、県内経済は大きな影響を受けることとなった。

こうした中、県では、今年度末に終期を迎える国際化推進プランを、新たに「国際戦略」として位置づけ、「世界から選ばれるとちぎ」を目指していくこととしている。

ついては、ウィズコロナにあっても、海外展開等に挑んできた県内企業等が、挑戦する気概を持って成長・発展できるよう、各種施策に取り組むとともに、多岐にわたる外国人の課題についても、市町、関係団体等とより一層緊密に連携しながら取組を進めること。

（７）戦略的な観光誘客の推進について【産労】

新型コロナウイルスの感染拡大により、県内観光地は大きなダメージを受けている。

これまでも県民一家族一旅行推進事業等により、観光需要の回復を図っているが、感染の再拡大もあり、未だ十分に回復しているとは言えない。
　ついては、観光需要の早期回復に向け、ＤＣレガシーを活かし、デジタルメディアを活用した魅力ある観光資源のＰＲなど、戦略的な観光誘客施策を展開すること。
　さらには、今後、入国制限の解除、外国人観光客の受入再開を見据え、インバウンド需要の回復に向けた準備を着実に進めること。
　また、(公社)栃木県観光物産協会が、地域連携ＤＭＯとして期待されている役割をしっかりと果たすよう支援し、魅力ある観光地づくりの推進を図ること。

（８）関西圏における販路開拓等について【産労】
　本県経済の持続的な発展を図るためには、首都圏のみならず、関西圏等での企業誘致や観光誘客、県産品の販路拡大の拠点として、栃木県企業誘致・県産品販売推進本部（とちぎのいいものはんばいすいしんほんぶ）の大阪センターの果たす役割は大変重要である。
　これまで、販路拡大のため商談会の開催等により、関西圏企業との良好な関係を構築するなど多くの実績を上げ、今後の成果に期待が高まっている。
　このため、県産品や県産農産物を積極的に売込むための展示会への出展や企業誘致に繋がるよう更なる市場調査など事業強化を図るとともに、「お試し関西アンテナショップ」の開設に向けて、準備を進めること。

（９）官公需の前倒し発注、地元優先発注の促進について【産労】
　新型コロナウイルス感染症の影響により県内経済に甚大な影響が及ぶ中、中小企業者が官公需を受注することは、その経営基盤の安定にとって極めて有効な手段となることから、今後計画している公共事業については、出来る限り前倒しでの発注が行われるよう積極的に取り組むこと。
　また、地元中小企業者及び「官公需適格組合」をはじめとする組合組織への優先発注がより促進されるよう配慮すること。

４．安全・安心な地域社会づくりについて

（１）公共工事の円滑な執行について【県土】
　建設業界は、災害復旧の対応や防災・減災対策など、地域を支える重要な役割を担っている一方、震災復旧や大型事業の影響による資材の高騰や労働者の確保など、建設業を取り巻く環境が厳しさを増している。

そこで、新・担い手３法の趣旨を踏まえ、職場環境改善の推進や余裕期間設定による平準化を進めるほか、地域の実情に応じた共同受注方式の活用や、労務・資材等に係る価格変動の設計単価への適切な反映、公共工事に携わる技術者の確保・育成等に努めること。

（２）社会資本の老朽化対策について【県土】（経管）

道路・河川等の社会資本は、県民の日常生活と経済活動を広く支える重要な社会基盤であるが、高度経済成長期に集中的に整備された施設の老朽化が進んでおり、早急な対応が求められている状況にある。

このため、これら社会資本については、公共施設等総合管理基本方針の理念に基づき、施設ごとの長寿命化修繕計画を着実に推進するとともに、その財源の確保に努めること。

特に、道路については、平成 26 年度策定の舗装長寿命化修繕計画において、劣化・損傷が深刻で緊急修繕が必要な区間を概ね５～６年で 1,000km 程度解消するとしているが、依然として修繕すべき箇所が数多く見受けられることから、引き続き計画を着実に進めること。

（３）道路の整備と適切な維持管理について【県土】

本県における人口減少克服と地方創生のためには、人と産業を呼び込み、活発な交流と経済活動を促進するとともに、県民が安全で安心した生活ができる環境づくりが不可欠である。

このため、高速道路の機能強化や、幹線道路ネットワークの整備など、広域的な連携・交流を支える基盤づくりを推進するため、新たな広域道路交通計画を策定し、これらの早期事業化を図ること。

また、子どもの移動経路など生活空間における交通安全対策、安全で快適な自転車通行空間の確保、県民生活に密着した身近な道路についても、より一層整備を推進すること。

あわせて、新型コロナウイルス感染症拡大をうけ、日常生活での自転車利用の増加への対応や観光地での新たな観光資源の創出が必要なことから、サイクルツーリズムの推進をはじめとした栃木県自転車活用推進計画を着実に進めること。

また、いちご一会とちぎ国体等の開催を見据え、本県の景観を向上させ、イメージアップにも貢献することから、県管理道路における大型化した街路樹等の剪定や除草等を適切に実施し、通行の安全性を確保すること。

（４）県内の公共交通網の確保・充実について【県土】

県内各市町においては、特にマイカーによる移動手段を持たない高齢者や学生等、交通弱者対策等の観点から、効果的・効率的で持続可能な公共交通の充実・強化策に取り組んでいるが、期待どおりの成果は得られておらず、特に県や市町をまたぐ公共交通については、その連携・整備が十分に進んでいない状況にある。

そこで、地域公共交通活性化再生法の改正を踏まえ、地域公共交通網形成計画に代わる地域公共交通計画の策定に県として積極的に関与し、県内の各地域における公共交通網の確保・充実に向けて十分な支援を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた地域公共交通事業者の事業継続や「新しい生活様式」への対応について、十分な支援を行うこと。

（５）公共交通のバリアフリー化等の促進について【県土】

高齢化の進行や観光需要の回復に備え、誰もが快適に利用できる移動手段として公共交通を充実させていく必要がある。

このため、高齢者はもとより障害者や妊産婦などすべての人が積極的に社会参加できるよう、行動を阻む様々な障壁を取り除くとともに、公共交通を利用してスムーズに移動できる環境整備を進めるため、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの普及、鉄道駅のバリアフリー化、バス運行情報の見える化、交通系ＩＣカードの導入を促進すること。

（６）犯罪等により被害を受けた方等への支援について【県民生活】

思いもよらず犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族は、その生活が一変し、日常生活や社会生活において様々な困難に直面することとなる。こうした犯罪被害者に対し、社会全体で途切れのない継続した支援を行い、支えていくことが重要である。

県議会としても、「栃木県犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定により、犯罪被害者等が置かれている状況について県民の理解を一層深め、犯罪被害者等を支える地域社会の構築を進めていく必要があると考えている。

県においては、条例制定を機に、関係機関との連携をさらに深めながら、犯罪被害者等支援の各種施策の一層の推進を図ること。

また、犯罪被害者等が一日も早く平穏な日常生活を取り戻すためにも、被害後に生じる様々な負担を少しでも軽減できるよう、見舞金制度の創設などの経済的支援についても検討すること。

（７）新型コロナウイルス感染症の効果的な広報活動について【県民生活】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止には、県民や事業者の理解と協力が不可欠であり、最新の情報や、流行状況に応じて追加、変更される対策について、様々

な広報媒体の特色を活かしながら、効果的な広報活動を実施すること。

（８）新型コロナウイルス感染症に関連した差別の未然防止について【県民生活】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、収束が見えない中、感染された方やその家族、治療に当たっている医療関係者やその家族等に対する不当な差別や偏見、いじめ、ＳＮＳ上での誹謗・中傷等が起こることのないよう、「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」のもと、市町等と連携して、継続的な啓発活動に取り組むこと。

５．保健・医療・福祉施策の推進について

（１）新型コロナウイルス感染症対策について【保健福祉】

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大し、県内においても、昨年 11 月末から複数のクラスターが発生するなど、感染者数が大きく増加していることから、この感染拡大を抑えるため、国や近隣都県と連携しながら、今後も危機意識をもって対応していかなければならない。

県はこれまで、入院病床や宿泊療養施設の確保、検査体制の強化や診療・検査医療機関の拡充、施設におけるクラスター対策、医療機関等への支援や相談体制の整備等、様々な対策を実施してきたが、引き続き、これらの対策に全力で取り組んでいくこと。

また、国内において新型コロナウイルス感染症のワクチンが実用化された際に、円滑なワクチン接種ができるよう、実施主体である市町を積極的に支援するなど、医療機関や市町等と連携し、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すこと。

（２）地域包括ケアシステム構築の推進について【保健福祉】

2025 年に向け、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められているが、市町においては地域資源等を背景として、構築状況に差がみられる。

そこで、県民が、県内のどの地域に住んでいても、必要なサービスや支援を受けられるよう、ともに支え合う地域づくりに向けた機運を醸成するとともに、市町の取組を積極的に支援すること。

（３）共生型サービスの提供体制の整備について【保健福祉】

平成30年４月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の

一部を改正する法律」により、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられ、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定も受けやすくなるよう制度の見直しが行われた。法律の施行から３年近くが経過したが、県内における共生型サービスの指定は未だ低調な状況である。

介護、障害福祉サービスを一体的に提供し、障害者等が身近な場所で自分の望むサービスを受けやすくするために、共生型サービスの提供は有効な手段であることから、県は、事業者による共生型サービスの提供体制の整備促進に向け、更なる事業所への支援に努めること。

（４）障害者に対する支援について【保健福祉】

平成28年４月に「栃木県障害者差別解消推進条例」が施行され、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、公共施設や交通機関、商業施設等における対応に改善の動きは見られるものの、令和４年に全国障害者スポーツ大会の本県開催を控える中、理解が十分に浸透しているとはいえない状況にあることから、積極的に普及啓発を推進すること。

さらに、昨年度、条例の施行から３年が経過したことを踏まえ、県は、これまでの取組や条例の内容について、外部委員による検証作業に取り組んでいるところであるが、検証結果を早期に取りまとめ、所要の対策を講じること。

また、障害者に対しては、個々の人生に寄り添い、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが重要であり、特に、家族の支えを受けながら地域で生活する多くの障害者のため、「親亡き後」の支援体制の整備を図ること。

加えて、療育手帳制度については、各県等が独自に制度を定め運用していることから、判定基準のばらつきや、対応が異なる実態となっており、国において統一的な療育手帳制度の判定基準と支援内容を確立するよう働きかけること。

（５）重度心身障害者医療費助成制度の現物給付化等について【保健福祉】

重度心身障害者に対する医療費助成について、本県では、一部の市町において現物給付が導入されているが、多くの市町では償還払いとなっている。

重度の心身障害者やその家族にとって、医療機関での一時立替や市町への償還払い申請手続きなど、その負担は少なくないことから、すべての市町で現物給付を実施できるよう検討すること。

また、精神障害者については、現在同制度の適用対象外となっていることから、身体障害者・知的障害者と同等に助成を受けられるよう、制度を運用する市町と十分協議し、見直しの検討を進めること。

（６）糖尿病重症化予防対策の強化について【保健福祉】

本県は、糖尿病の患者数や糖尿病性腎症による人工透析導入が増加傾向にあり、全国比較においても高い状況が続いている。

県では、「糖尿病重症化予防プログラム」に基づく各保険者による取組の質の向上等を目指すため、医師会等と連携し、プログラムを改定するなど、糖尿病の発症予防及び重症化予防に取り組んでいるところであるが、市町等保険者における保健師等の人材不足等により、保健指導の実施件数は低調となっている。

保険者による保健指導がさらに効率的・効果的に実施できるよう、レセプトデータや健診データの活用による指導対象者の優先順位付けや、保健指導従事者の人材育成に取り組むとともに、糖尿病重症化予防プログラムの更なる普及啓発を図り、患者が適切な医療や保健指導を受けることができるよう、かかりつけ医と糖尿病専門医の連携や栃木県糖尿病療養指導士等の活用を促進すること。

（７）脳卒中や心臓病等の循環器病対策の推進について【保健福祉】

国は、令和２年 10 月に「脳卒中・循環器病対策基本法」に基づく「循環器病対策推進基本計画」を閣議決定し、循環器病の年齢調整死亡率の減少及び健康寿命の延伸をめざし、脳卒中や心臓病等の循環器病への対策を総合的かつ計画的に推進することを定めた。

本県では脳卒中や心臓病による死亡率は減少傾向にあるものの、依然として全国下位の状況が続いている。

そこで、県は、国が示した循環器病対策の方向性を踏まえつつ、「栃木県循環器病対策推進計画」を策定するとともに、循環器病の予防の推進や医療提供体制の整備など、地域の実情に応じた循環器病対策を積極的に推進すること。

（８）妊娠・出産、子育て期まで切れ目のない支援体制の充実について【保福】

近年、核家族化や晩婚化等によって、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行う母親が少なからず存在する。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行も、子育て家庭の育児不安に繋がっていると考えられ、こうした家庭が必要な支援を受けられるようにすることが重要である。

産後ケア事業の実施主体は市町であるが、県として更なる充実に向けて支援するとともに、子育て世代包括支援センターを中心とする関係機関の連携により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制をなお一層充実させるよう努めること。

（９）里親等委託の推進について【保健福祉】

実家庭での養育が困難な子どもについては、児童の健全な心身の発達を促進する観点から、できる限り早期に家庭と同様の環境の下で養育されることが望ましいが、本県における社会的養護を担う里親等への委託率は、ここ数年低調である。

そこで、県は、令和２年３月に策定した「栃木県社会的養育推進計画」に基づき、新規里親の開拓や新生児委託を含む一連の里親支援を実施する体制を整備すること。

６．農林業行政の推進について

本県農業の持続的な発展を図り、次代へとつないでいくため、次期「栃木県農業振興計画」の戦略的な展開を図るとともに、以下の施策を重点的に推進すること。

（１）国際化への対応について【農林】

急速に進展する経済のグローバル化に対応するため、米や梨などの輸出に取り組む産地の育成や食肉センターを拠点とした県産食肉の輸出拡大を促進するとともに、海外における需要を捉えた県産農産物の戦略的なＰＲに取り組むなど、本県農業の国際競争力の強化を図ること。

（２）需要に応じた米生産について【農林】

人口減少やコロナ禍の影響により米の消費量が大幅に減少しており、主食用米の需給安定を図るためには、これまで以上に主食用米から露地野菜や飼料用米、輸出用米などへの作付け転換を進める必要がある。

このため、生産者をはじめ、集荷・販売に係る関係者への働きかけを強化するほか、国の制度を最大限に活用し、需要に応じた米生産を推進すること。

（３）地域農業の担い手の確保・育成について【農林】

農業従事者が減少し、高齢化が進展する中、本県の農地を守り地域を維持していくため、地域の農業を担う経営体の確保・育成を図るなど、将来にわたって地域を支える仕組みを早急に構築すること。

（４）畜産業の振興について【農林】

本県畜産業を守るため、全国的に感染が拡大する豚熱（ＣＳＦ）や高病原性鳥イン

フルエンザなどの特定家畜伝染病について、農場へのウイルス侵入防止対策の徹底を図るとともに、発生時に備えた防疫体制を整備すること。

特に、豚熱については、継続的なワクチン接種が重要であることから、引き続き、十分な農家支援を行うこと。

また、畜産農家の経営の安定を図るため、と畜データの活用などによる県産食肉の品質向上対策を行うとともに、養豚・養鶏農家等における臭気問題の改善に向けた取組を強化すること。

（５）農村地域の防災力強化について【農林】

近年の頻発化・激甚化する自然災害から住民を守るため、農業用ため池の保全や田んぼダムの導入など、農村地域全体で取り組む防災・減災対策を促進すること。

さらに、農業水利施設の長寿命化に向けて、計画的に対策を講じること。

（６）農村地域の活性化について【農林】

農村地域の活性化を図るためには、地域資源の有効活用による農村地域への誘客を促進する必要があることから、ポストコロナを見据え、農村部の魅力ある情報の一層の発信力の強化を図ること。

（７）コンテナによる大苗生産に対する支援ついて【環森】

県においては、野生鳥獣被害に対し、捕獲・防護・環境整備を組み合わせた総合的な対策を講じ、一定の成果を上げている。しかしながら、皆伐後の植栽地において、シカの食害により、スギやヒノキの苗木が壊滅的な被害を受けている地域もあり、未だに深刻な状況が続いている。

こうした中、県内の一部では、スギの大苗を植栽することで被害を軽減している事例もあり、大苗の普及により、防護作業の軽減はもとより、林業の一層の活性化に繋がることが期待される。

ついては、コンテナによる大苗生産に対する一層の支援を講じること。

（８）指定廃棄物保管農家の負担軽減について【環森】

福島第一原子力発電所の事故からまもなく 10 年となるが、事故に伴い発生した県内の指定廃棄物については、一時保管が長期化しており、特に個人で保管する農家の負担は大きい。この負担を軽減するため国では市町単位の暫定集約を提案し、その実現に向けて関係市町と個別に協議を行うこととした。

実際に指定廃棄物を集約するためには、暫定保管の場所、減容化の方法等に関する検討や地域理解の醸成など、解決すべき様々な課題が山積し、関係する市町にも大きな負担がかかることが想定される。

ついては、問題の早期解決に向け、県は国と市町の調整役を積極的に担うよう努めること。

（９）食品ロス削減対策の推進について【環森】

食品ロスの発生が大きな社会問題となる中、国では、令和元年10月に「食品ロス削減推進法」を施行し、２年３月には自治体が食品ロス削減推進計画を策定する際の指針となる基本方針を閣議決定した。

これを受けて、県でも来年度計画を策定する予定とのことであるが、策定にあたっては県民、事業者を対象とする幅広い普及啓発、フードバンク活動への支援など、県内の食品ロスの実態に応じた取組を促進する実効性のある計画とすること。

７．林業の成長産業化

（１）スマート林業の推進について【環森】

本県の森林が本格的な利用期を迎えている中、人口減少社会にあっても、林業の成長産業化を進めていくためには、労働生産性の向上などが喫緊の課題である。

ついては、林業団体、民間企業及び大学等と連携し、林業分野にＩＣＴやドローンなどのデジタル技術を積極的に導入するなど本県のスマート林業を確実に推進すること。

（２）林業人材の確保・育成について【環森】

人口減少社会の中、森林整備を持続的に進めていくためには、林業人材の確保・育成を図ることが重要である。

県では、「栃木県林業人材確保育成方針」を策定したところであるが、これを踏まえ、現場即戦力をはじめ指導者・経営者など多様な林業人材を育成する総合的な研修体系を整備し、さらに教育機関等と連携を図りながら全国に誇れる「栃木モデル」ともいえる人材育成システムを構築すること。

また、その中核となる林業大学校の整備にあたっては、研究機関と連携し最先端技術を学べるなど、本県の森林・林業・木材産業の魅力発信につながる施設とすること。

（３）森林資源のフル活用の促進について【環森】

林業の更なる成長産業化を加速させていくためには、人材の確保や、高い技術を有する林業就業者の育成は極めて重要である。そのためには、ＡＢ材からＣＤ材に至るまで、多様化する木材需要に的確に応えていく必要がある。

ついては、木材の安定的な供給を図りながら、森林資源のフル活用に向けた取組を強化すること。

（４）外国資本による森林買収への対応について【環森】

昨今、 北海道を初めとした国内各地において、 外国資本による森林の買収が相次ぎ、森林の適切な管理や水資源の確保に重大な影響を及ぼすことが懸念されており、現在、18 の道府県において、水源地域の保全に関する条例を制定し、事前届出による土地取引の把握を行っている。

県でもこのことを踏まえ、水源地域の森林の管理や保全に向けた適切な対応を検討すること。

８．教育行政の推進について

（１）新学習指導要領への対応について【教育】

新学習指導要領では、児童生徒に身に付けさせたい資質・能力が明確化されたことから、それらを確実に育むことのできるよう、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や、教員の資質向上に努めること。

小学校においては、引き続きプログラミング教育と英語の必修化にも的確に対応するため、教員の指導力強化を図ること。

中学校においては、プログラミング教育と英語の更なる充実を図り、高等学校においては、2022 年度から成年年齢が 18 歳に引き下げられることから、一人一人が主権者意識を持つような主権者教育や、自立した消費者を育むための消費者教育などに向けた取り組みを行うこと。

（２）学校における働き方改革の推進について【教育】

県教育委員会では、「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の意識改革や業務改善を進め、各学校において、教員が本来の業務に専念し、児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質を高められるよう、引き続き、勤務時間の適正化、

部活動指導の負担軽減や、学校運営体制の充実などの取組を推進していくこと。

（３）コロナ過での学びの保障について【教育】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による臨時休校に備え、オンライン授業の実施などＩＣＴを活用した学習環境の整備や感染防止に配慮した学校行事の精選・重点化、教育課程の見直し、学習指導員の配置や衛生用品・換気対策備品など人的・物的両面からの教育支援など、学びの保障に努めること。

（４）ＧＩＧＡスクール構想の推進について【教育】

ＧＩＧＡスクール構想に係るネットワーク及びタブレット端末等の整備を確実に実施すること。

また、これらの設備・機器等のハード面だけでなく、学校のＩＣＴ活用推進に向けたマニュアルの作成や教員研修の実施等ソフト面の充実を図ること。

さらに、県教育委員会の「学校教育の情報化に関するプロジェクトチーム」を中心として、市町教育委員会とも連携しながら、本県における学校教育の情報化を推進していくこと。

（５）新しい生活様式の徹底について【教育】

学校内での新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐためには、何より外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、地域と家庭の協力が不可欠である。

そのため、地域と家庭における「新しい生活様式」を徹底させるため、学校から自治会やPTAなどにも積極的な情報発信を行うこと。

また、外国籍の家庭に関しては、外国人に対応した情報発信に努めること。

（６）特別支援教育の推進について【教育】

特別支援教育については、令和２(2020)年度文教警察委員会特定テーマ調査報告書に基づき、次の取組を行うこと。

① 特別支援教育に関する専門的な知見等を有する人材の育成や、市町が必要とする非常勤講師の配置、各学校が専門家による必要な指導・助言等が受けられるよう教育相談体制の整備と充実を図るなど、校内支援体制等を強化すること。

② 全ての教員が特別支援教育に関する一定の知識、技能を有することができるよう、教員の職位や経験年数等に応じた様々な研修を実施し、研修内容を充実させるなど、教員の専門性の向上を図ること。

③ スクールソーシャルワーカーを文部科学省が目標とする全中学校区に１名となるよう配置し、県と市町の役割分担・連携の在り方を整理するほか、関係機関等とのネットワーク構築等のコーディネート能力の向上等の研修内容を充実させるなど、スクールソーシャルワーカーの活用を図ること。

④ 障害のある児童生徒に対して一貫した支援を行うため、他県の取組を参考とするなど、個別の教育支援計画が進路先に適切に引き継がれるシステムを構築すること。

⑤ 保健福祉部局との情報共有や保護者との相談が円滑に行えるようガイドラインを作成するなど、就学指導の充実を図ること。
そのほか、県教育委員会において栃木県教育振興基本計画とは別に策定している特別支援教育に関する計画に基づき、取組の充実を図ること。

（７）いじめの問題への取組強化について【教育】

子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化し、いじめ問題は依然として後を絶たない。いじめの問題の早期解決に向けて、「いじめ・不登校等対策チーム」や「ネットパトロール」、学校等からの相談があった場合には「スクールロイヤー」など活用を図ること。また、いじめ防止に向けた取り組みを進めるとともに、子供たちの抱える様々な問題にきめ細かに対応できるよう、教職員の資質向上に努め、同時に、「心の教育」を基盤とした道徳教育を推進すること。

（８）国体に向けたコロナ禍での競技力向上について【国体】

国体本大会開催まで残り２年となったが、更なる選手の育成・強化・確保や指導者の養成・資質の向上により一層取り組むこと。

また、各競技団体においては新型コロナウイルス感染症の影響で、計画的な強化事業の実施が難しいことから、とちぎスポーツ医科学センターを活用するなど、それぞれの選手の特性に応じたきめ細かな支援を行い、天皇杯・皇后杯の獲得に向け競技力の向上を図ること。

（９）特色ある高校教育の推進について　新規　【教育】

県教育委員会では次期教育振興基本計画を策定しているところであるが、今後は将来の社会環境の大きな転換を見据えた高校教育が求められる。

次代を拓く特色ある高校教育をどのように進めるのか、有識者会議において、次期高校再編計画の準備と併せ、充分な検討、協議を行うこと。

また、「学ぶなら栃木」という教育県を目指し、「英語教育の充実や留学支援を通じたグローバル人材の育成」を具現化する為、国際バカロレア教育の導入に取り組むこと。

(10) 学校施設の計画的改修について　新規　【教育】

県立学校施設については、「栃木県学校施設長寿命化保全計画」に基づき、計画的な改修を進めているところであるが、現行の計画が令和３年度で終了することから、次期計画をしっかりと策定するよう検討を進めること。

(11) 教職員の不祥事防止について　新規　【教育】

本県の多くの教職員については、責務と使命感、倫理観などを持って、子ども達の為、日々の教育活動に邁進しているが、一部の教職員の不祥事により、児童生徒や保護者、そして地域社会から本県教育の信頼が揺らいでいる。

不祥事防止の観点から、市町教育委員会との連携、面接時の多面的な評価の改革・改善、全ての教職員に対する研修など、組織的・継続的に教職員の育成に努めること。

(12) 我が国を愛する態度を養う施策について　新規　【教育】

教育基本法では「我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」とある。

地方公共団体は、主に郷土愛の醸成や、他国を尊重し国際社会への平和についてなどの施策を展開している一方、我が国を愛する態度を養う施策がない。

引続き、郷土を愛し、他国を尊重する施策を展開しつつ、教育基本法が求める教育目標の達成の為、実施主体である本県として、教科書の変更や副教材の導入など、我が国を愛する態度を養う教育を推進すること。

９．警察行政について

（１）特殊詐欺を撲滅するための取組について　【警察】

悪質・巧妙化する特殊詐欺や首都圏を中心に発生している「アポ電強盗」への被害防止対策には、被害防止講話・検定を高齢者にくまなく実施して、高齢者の抵抗力を強化することが喫緊の課題である。

この課題に対応するためには、新型コロナウイルスの基本的な感染症対策を行いつつ、被害防止講話・検定の実施や迷惑電話防止機能付き電話機の設置に向けた取組等、引き続き高齢者の抵抗力を強化することを含め、各種対策を強化すること。

（２）ドライバーの歩行者保護意識の向上について　【警察】

令和２年中における交通事故死者数は、前年に比べ減少したものの、依然として死者に占める高齢者の割合は高く、特に、高齢歩行者が車と衝突する事故が多く発生している。高齢者自身の安全意識を高めていくことに加え、ドライバーに対しても歩行者保護意識を向上させるための取組を強化すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人を集めての交通安全対策が困難である情勢を踏まえ、動画やＳＮＳなどを活用した対面によらない広報活動にも力を入れて推進すること。

（３）老朽化した信号機の計画的な更新整備について　新規　【警察】

信号機は、安全で円滑な交通を確保する上で重要な施設である一方で、老朽化した信号機を更新せずに放置すれば、信号機の異常動作や滅灯などの障害のほか、信号柱の倒壊などにより大きな事故に発展する恐れがある。

信号機の適切な維持管理に努め、計画的な更新整備を推進すること。

（４）災害対処能力の強化について　新規　【警察】

近年、相次いで発生している風水害や発生が危惧されている震災に加え、本県には４つの活火山があり、「常時観測火山」として「那須岳」、「日光白根山」が指定されていることから、火山噴火を想定した災害対策（降灰対策）も課題となっている。

今後、安全かつ迅速に災害活動を行うため、様々な災害に対応可能な装備資機材の拡充と訓練を継続的に実施するなど災害対処能力の強化を図ること。

（５）サイバー空間の安全の確保について　新規　【警察】

近年の全国のサイバー犯罪検挙数は年々増加傾向にあり、本県についてはここ数年、概ね 150 件から 200 件前後で推移している。また、悪質・巧妙化したサイバー犯罪が発生する場合、県警のサイバー犯罪対策に必要な人材面、ハード面の不足により検挙できないことも考えられる。

今後、サイバー犯罪の悪質・巧妙化に対応する為に、捜査と情報通信技術の専門的な知識を持つ人材面と、最新の IT 機器などのハード面の充実等、サイバー犯罪対策の体制強化を図ること。